

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態措置の延長について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

8月20日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や飲食店における営業時間短縮・酒類提供自粛など非常に厳しい要請にも関わらず、多くの県民及び事業者の皆様にご理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

そのおかげもあり、新規陽性者数は8月18日に過去最多の1,253人となって以降、減少傾向にありますが、現在の感染状況や病床の使用状況を見ると、いまだに国の分科会が示す7つのステージ判断指標のうち、5つがステージIV相当に該当するなど依然厳しい状況が続いています。

そのような中、政府対策本部は、本県を含む19都道府県について、緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長することを決定しました。

9月に入り大学などの学校再開や社会経済活動の活発化などの影響で感染が再拡大する懸念もあり、今後も決して予断を許しません。緊急事態措置の延長に伴い、県民及び事業者の皆様には引き続き厳しい内容のお願いをすることとなり大変心苦しく思いますが、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図っていただきますようお願いいたします。部活動や課外活動における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を要請します。特に発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底をお願いいたします。

引き続き御不便と御苦労をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

○別添資料 「緊急事態措置の延長について」

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田
T E L：092-643-3127
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp